

1 地区計画で引用している各種法令の改正概要

法令名	改正後	改正前	該当する地区計画
<p><b>建築基準法</b> ※風営法の改正に伴うもの (平成28年6月23日施行)</p> <p>【改正概要】 風営法の改正によりナイトクラブとダンスホールが風営法の規制から除外されたことをうけ、建築基準法別表2も改正され、(ち)項からナイトクラブとダンスホールが削除された。</p>	<p>別表第2 用途地域等内の建築物の制限 (ち) 近隣商業地域内に建築してはならない建築物 二 キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>&lt;参考&gt; <b>改正後のナイトクラブ、ダンスホールは以下の項に移動</b> (ほ) 第一種住居地域内に建築してはならない建築物 三 カラオケボックスその他これに類するもの <b>※ダンスホールが該当</b></p> <p>(へ) 第二種住居地域内に建築してはならない建築物 三 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は<b>ナイトクラブ</b></p>	<p>別表第2 用途地域等内の建築物の制限 (ち) 近隣商業地域内に建築してはならない建築物 二 キャバレー、料理店、<b>ナイトクラブ、ダンスホール</b>その他これらに類するもの</p> <p>&lt;参考&gt;</p>	<p>8 地区</p> <p>新光町地区 上木戸地区 空港西1・2丁目地区 小新梅田地区 姥ヶ山西地区 河渡地区 海老ヶ瀬地区 姥ヶ山東地区</p>
<p><b>建築基準法</b> ※都市緑地法等の改正に伴うもの (平成30年4月1日施行)</p> <p>【改正概要】 新たに田園住居地域が創設されることから、建築基準法別表2に同地域の建築物の制限が追加される。</p>	<p>別表第2 用途地域等内の建築物の制限 (い) 第一種低層住居専用地域 (ろ) 第二種低層住居専用地域 (は) 第一種中高層住居専用地域 (に) 第二種中高層住居専用地域 (ほ) 第一種住居地域 (へ) 第二種住居地域 (と) 準住居地域 <b>(ち) 田園住居地域</b> <b>(り) 近隣商業地域</b> <b>(ぬ) 商業地域</b> <b>(る) 準工業地域</b> <b>(を) 工業地域</b> <b>(わ) 工業専用地域</b> <b>(か) 用途地域の指定のない区域</b></p>	<p>別表第2 用途地域等内の建築物の制限 (い) 第一種低層住居専用地域 (ろ) 第二種低層住居専用地域 (は) 第一種中高層住居専用地域 (に) 第二種中高層住居専用地域 (ほ) 第一種住居地域 (へ) 第二種住居地域 (と) 準住居地域 <b>(ち) 近隣商業地域</b> <b>(り) 商業地域</b> <b>(ぬ) 準工業地域</b> <b>(る) 工業地域</b> <b>(を) 工業専用地域</b> <b>(わ) 用途地域の指定のない区域</b></p>	<p>1 2 地区</p> <p>上木戸地区 空港西1・2丁目地区 小新梅田地区 姥ヶ山西地区 河渡地区 海老ヶ瀬地区 美咲町地区 さつき野地区 舟戸地区 横越インター北地区 横越インター東地区 姥ヶ山東地区</p>

法令名	改正後	改正前	該当する地区計画
<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (平成10年5月8日施行)</p> <p>【改正概要】 風俗関連営業から店舗型性風俗特殊営業への変更と、「宿泊施設」の規定についての条項ズレ。</p>	<p>第2条 この法律において「<b>店舗型性風俗特殊営業</b>」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう</p> <p><b>第6項第4号</b> 専ら異性を同伴する客の宿泊(休憩を含む。以下この条において同じ。)の用に供する政令で定める施設(政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。)を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業</p>	<p>第2条 この法律において「<b>風俗関連営業</b>」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう</p> <p><b>第4項第3号</b> 専ら異性を同伴する客の宿泊(休憩を含む。以下この号において同じ。)の用に供する政令で定める施設(政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。)を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業</p>	<p>該当する地区計画</p> <p>豊栄駅北地区</p>
<p>薬事法施行令 (平成26年11月25日施行)</p> <p>【改正概要】 薬事法改正に伴う施行令の名称変更</p>	<p><b>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令</b></p> <p>別表第1 医療機器 (内容は省略)</p>	<p><b>薬事法施行令</b></p> <p>別表第1 医療機器 (内容は省略)</p>	<p>1地区</p> <p>湖南地区</p>
<p>障害者自立支援法 (平成25年4月1日施行)</p> <p>【改正概要】 法律名称の変更と、「補装具」の規定についての条項ズレ。</p>	<p><b>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</b></p> <p>第5条<b>第23項</b> この法律において「補装具」とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるものをいう。</p>	<p><b>障害者自立支援法</b></p> <p>第5条<b>第19項</b> この法律において「補装具」とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるものをいう。</p>	<p>1地区</p> <p>湖南地区</p>

法令名	改正後	改正前	該当する地区計画
<p>新潟市屋外広告物条例 (平成8年4月1日施行)</p> <p>【改正概要】 新潟市の中核市移行に伴い、平成8年に市条例を制定。</p>	<p><b>新潟市屋外広告物条例 第10条 第1項</b> 次に掲げる広告物等については、第3条、第7条、第8条及び第14条の規定は、適用しない。</p> <p>一 法令の規定による広告物等 二 公職選挙法による広告物等 三 国等が公共的目的で表示する広告物等</p> <p><b>第2項</b> 次に掲げる広告物等については、第3条及び第7条の規定は、適用しない。</p> <p>一 自己の営業等に関する広告物等 二 自己の土地等の管理に必要な広告物等</p>	<p><b>新潟県屋外広告物条例 第7条 第1項</b> 次の各号に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件については、第四条から前条までの規定は、適用しない。</p> <p>一 法令の規定による広告物等 二 国等が公共的目的で表示する広告物等 三 公職選挙法による広告物等</p> <p><b>第2項</b> 次の各号に掲げる広告物又はこれを掲出する物件については、第四条及び前条の規定は、適用しない。</p> <p>一 自己の営業等に関する広告物等 二 自己の土地等の管理に必要な広告物等</p>	<p>地区</p> <p>的場地区 小新流通センター東地区 緒立地区</p>

## 2 住所表示の変更に合わせ「位置」の表記を変更する地区

地区名	変更後	変更前
的場地区	新潟市 <b>西区</b> 亀貝、小新及び北場の各一部	新潟市亀貝、小新及び北場の各一部
小新流通センター東地区	新潟市 <b>西区</b> 小新の一部	新潟市小新の一部
さつき野駅西地区	<b>新潟市秋葉区</b> 大字北上の一部	<b>新津市</b> 大字北上の一部
豊栄駅北地区	<b>新潟市北区</b> 葛塚字下大口、同字上大口、同字柳原、同字正尺、柳原一丁目、柳原二丁目の各一部	<b>豊栄市</b> 葛塚字下大口、同字上大口、同字柳原、同字正尺、柳原一丁目、柳原二丁目の各一部